

令和6年2月20日提出

今治市議会臨時会（第1回）議案

今治市議会臨時会（第1回）議案目次

番 号	件 名	ページ
議案 1	専決処分について	1
	・令和5年度 今治市一般会計補正予算（第6号）	3
報告 1	専決処分について	23
	・損害賠償額の決定及び和解について	25
	・損害賠償額の決定及び和解について	27
	・損害賠償額の決定及び和解について	29
	・損害賠償額の決定及び和解について	31
	・今治市給水条例の一部を改正する条例制定について	33
	・損害賠償額の決定及び和解について	39
	・今治市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について	41
	・損害賠償額の決定及び和解について	45
	・損害賠償額の決定及び和解について	47
	・損害賠償額の決定及び和解について	49
	・今治市災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例制定 について	51

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年2月20日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- ・令和5年度 今治市一般会計補正予算（第6号）

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（長の専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

令和5年度今治市一般会計補正予算（第6号）

令和5年度今治市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ590,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81,355,019千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

上記補正予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年1月17日

今治市長 徳永繁樹

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳入

款	項
15 国庫支出金	2 国庫補助金
歳入合計	

(単位 千円)

補正前の額	補 正 額	計
14,974,049	590,000	15,564,049
5,744,513	590,000	6,334,513
80,765,019	590,000	81,355,019

歳 出

款	項
3 民 生 費	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
歳 出 合 計	

第2表 繰越明許費補正
追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	低所得世帯支援給付金給付事業	435,000
	2 児 童 福 祉 費	低所得世帯支援給付金給付事業 (子育て世帯加算)	155,000

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	32,434,404	590,000	33,024,404
歳出合計	80,765,019	590,000	81,355,019

2 歳 入

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計
15 国庫支出金	14,974,049	590,000	15,564,049
2 国庫補助金	5,744,513	590,000	6,334,513
2 民生費国庫補助金	3,308,478	590,000	3,898,478
歳 入 合 計	80,765,019	590,000	81,355,019

3 歳 出

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計	補正予算額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 民生費	32,434,404	590,000	33,024,404	590,000	0
1 社会福祉費	19,014,336	435,000	19,449,336	435,000	0
1 社会福祉総務費	5,443,219	435,000	5,878,219	435,000	0
				(内訳) 国庫支出金 435,000	
2 児童福祉費	10,370,304	155,000	10,525,304	155,000	0
1 児童福祉総務費	920,236	155,000	1,075,236	155,000	0
				(内訳) 国庫支出金 155,000	
歳 出 合 計	80,765,019	590,000	81,355,019	590,000	0

(単位 千円)

節		説 明	目 の 説 明	
区 分	金 額			
1 報 酬	2,282	パートタイム会計年度任用職員給(3人)	低所得世帯支援給付金給付 事業費 435,000	
3 職員手当等	2,990	時間外勤務手当 2,451 一般職期末手当 539		
4 共 済 費	486	社会保険料 295 一般職共済組合負担金(会計年度任用職員) 191		
8 旅 費	63	費用弁償		
10 需 用 費	894	消耗品費		
11 役 務 費	2,010	通信運搬費 1,548 手数料 462		
12 委 託 料	6,175	その他委託料 2,175 人材派遣委託料 電子計算業務委託料 4,000 システム委託料		
13 使用料及び 賃借料	100	複写機使用料		
18 負担金補助 及び交付金	420,000	補助金 低所得世帯支援給付金		
3 職員手当等	100	時間外勤務手当		低所得世帯支援給付金給付 事業費(子育て世帯加算) 155,000
10 需 用 費	150	消耗品費		
11 役 務 費	650	通信運搬費 450 手数料 200		
12 委 託 料	4,000	電子計算業務委託料 システム委託料		
13 使用料及び 賃借料	100	複写機使用料		
18 負担金補助 及び交付金	150,000	補助金 低所得世帯支援給付金(子育て世帯加算)		

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位 人・千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計				
補正後	長 等	4	-	35,112	11,964	47,076	8,720	55,796	
	議 員	30	178,687	-	60,752	239,439	55,956	295,395	
	そ の 他	3,964	266,973	-	-	266,973	-	266,973	
	計	3,998	445,660	35,112	72,716	553,488	64,676	618,164	
補正前	長 等	4	-	35,112	11,964	47,076	8,720	55,796	
	議 員	30	178,687	-	60,752	239,439	55,956	295,395	
	そ の 他	3,964	266,973	-	-	266,973	-	266,973	
	計	3,998	445,660	35,112	72,716	553,488	64,676	618,164	
比 較	長 等	0	-	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	-	0	0	0	0	
	そ の 他	0	0	-	-	0	-	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	

職員手当は通勤手当(長等)、期末手当(年間支給率 3.4月分)及び退職手当

2 一 般 職

(1) 総 括

(単位 人・千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	2,655	1,207,641	5,525,831	3,558,724	10,292,196	1,982,066	12,274,262	
補 正 前	2,652	1,205,359	5,525,831	3,555,634	10,286,824	1,981,580	12,268,404	
比 較	3	2,282	0	3,090	5,372	486	5,858	

(本会計における計上職員数は2,655人及び1人(1月)である。)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当
		補 正 後	146,989	3,106	79,834	130,722	16,126	402,196
	補 正 前	146,989	3,106	79,834	130,722	16,126	399,645	640
	比 較	0	0	0	0	0	2,551	0
	区 分	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	義務教育等教員特別手当	退職手当	その他手当
	補 正 後	11,540	199,542	1,280,504	797,581	650	406,830	82,464
	補 正 前	11,540	199,542	1,279,965	797,581	650	406,830	82,464
	比 較	0	0	539	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 人・千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	1,206	-	4,477,343	3,194,981	7,672,324	1,529,337	9,201,661	
補正前	1,206	-	4,477,343	3,192,430	7,669,773	1,529,337	9,199,110	
比 較	0	-	0	2,551	2,551	0	2,551	

(本会計における計上職員数は1,206人及び1人(1月)である。)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当
		管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	義務教育等 教員特別手当	退職手当	その他手当
手 当	補正後	146,989	3,106	79,834	106,654	13,420	362,882	600
	補正前	146,989	3,106	79,834	106,654	13,420	360,331	600
	比 較	0	0	0	0	0	2,551	0
内 訳	区 分	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	義務教育等 教員特別手当	退職手当	その他手当
	補正後	11,540	199,542	988,889	797,581	650	400,830	82,464
	補正前	11,540	199,542	988,889	797,581	650	400,830	82,464
	比 較	0	0	0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

(単位 人・千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	1,449	1,207,641	1,048,488	363,743	2,619,872	452,729	3,072,601	
補正前	1,446	1,205,359	1,048,488	363,204	2,617,051	452,243	3,069,294	
比 較	3	2,282	0	539	2,821	486	3,307	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当
		管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	義務教育等 教員特別手当	退職手当	その他手当
手 当	補正後	-	-	-	24,068	2,706	39,314	40
	補正前	-	-	-	24,068	2,706	39,314	40
	比 較	-	-	-	0	0	0	0
内 訳	区 分	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	義務教育等 教員特別手当	退職手当	その他手当
	補正後	-	-	291,615	-	-	6,000	-
	補正前	-	-	291,076	-	-	6,000	-
	比 較	-	-	539	-	-	0	-

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員以外の職員)

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説	明	備考
職員 手当	2,551	制度改正に伴う増減分	-		
		昇給に伴う増加分	-		
		その他の増減分	2,551	業務量の変動に伴う増減分 時間外勤務手当	2,551 2,551

「参考」

令和5年度一般会計繰越明許費に関する説明

款 項 目	事 業 名	現計予算額	支出済及び 支出見込額	残 額	左のうち翌 年度繰越額	不 用 額
3 民 生 費						
1 社会福祉費						
1 社会福祉総務費	低所得世帯支援 給付金給付事業	435,000	0	435,000	435,000	0
2 児童福祉費						
1 児童福祉総務費	低所得世帯支援 給付金給付事業 (子育て世帯加 算)	155,000	0	155,000	155,000	0
計		590,000	0	590,000	590,000	0

(単位 千円)

翌年度繰越額明細			繰越額の財源内訳	
節	金額	説明		
1 報酬	2,282	パートタイム会計年度任用職員給(3人)	○未収入特定財源 国庫支出金 435,000	
3 職員手当等	2,990	時間外勤務手当 2,451 一般職期末手当 539		
4 共済費	486	社会保険料 295 一般職共済組合負担金(会計年度任用職員) 191		
8 旅費	63	費用弁償		
10 需用費	894	消耗品費		
11 役務費	2,010	通信運搬費 1,548 手数料 462		
12 委託料	6,175	その他委託料 2,175 人材派遣委託料 電子計算業務委託料 4,000 システム委託料		
13 使用料及び賃借料	100	複写機使用料		
18 負担金補助及び交付金	420,000	補助金 低所得世帯支援給付金		
3 職員手当等	100	時間外勤務手当		○未収入特定財源 国庫支出金 155,000
10 需用費	150	消耗品費		
11 役務費	650	通信運搬費 450 手数料 200		
12 委託料	4,000	電子計算業務委託料 システム委託料		
13 使用料及び賃借料	100	複写機使用料		
18 負担金補助及び交付金	150,000	補助金 低所得世帯支援給付金(子育て世帯加算)		

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月20日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 今治市給水条例の一部を改正する条例制定について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 今治市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 今治市災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年11月17日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和5年9月14日午前10時15分頃、本市資源リサイクル課職員が運転する市有塵芥車が、県道桜井山路線（今治市鯉池町三丁目甲354番26地先）において資源ごみを収集するため後退したところ、右後方に駐車していた相手方所有の貨物自動車と接触し、同車両が破損し、相手方が負傷した。
- 3 損害賠償額 物的損害に対する支払額 170,000円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年12月11日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和5年9月14日午前10時15分頃、本市資源リサイクル課職員が運転する市有塵芥車が、県道桜井山路線（今治市鯉池町三丁目甲354番26地先）において資源ごみを収集するため後退したところ、右後方に駐車していた相手方所有の貨物自動車と接触し、同車両が破損し、相手方が負傷した。
- 3 損害賠償額 人的損害に対する支払額 59,537円
- 4 その他 物的損害については、専決第28号で報告

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年1月23日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和5年11月16日午前11時頃、本市資源リサイクル課職員が運転する市有貨物自動車が、今治市延喜甲323番2地先において資源ごみを収集するため後退したところ、同車両の右後方が相手方所有のブロック塀に接触し、同ブロック塀を破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 35,000円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年1月25日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和5年9月28日午後3時30分頃、本市住宅管理課職員が運転する市有貨物自動車、市道鳥生大浜八町線（今治市北高下町三丁目617番地5地先）において左車線から右車線へ車線変更したところ、右側を並走していた相手方所有の乗用自動車と接触し、同車両の左側面が破損した。
- 3 損害賠償額 226,622円

3

今治市給水条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年1月25日

今治市長 徳永繁樹

「理由」

水道法（昭和32年法律第177号）の改正に伴い、字句の整理をしようとするもの。

今治市給水条例の一部を改正する条例

今治市給水条例（平成17年今治市条例第263号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項、第32条第2項ただし書及び第35条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

今治市給水条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2～4 略</p>
<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>
<p>(過料)</p> <p>第35条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者</p>	<p>(過料)</p> <p>第35条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者</p>

(2)~(4) 略

(2)~(4) 略

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年2月1日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和5年12月12日午前9時50分頃、本市福祉政策課職員が運転する市有乗用自動車が、駐車場（今治市大三島町宮浦5213番地4）において後退したところ、同車両の左後方が相手方所有の境界ブロックに接触し、同境界ブロックを破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 55,000円

今治市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年2月4日

今治市長 徳永繁樹

「理由」

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）の改正に伴い、字句の整理をしようとするもの。

3

今治市漁港管理条例の一部を改正する条例

今治市漁港管理条例（平成17年今治市条例第228号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市漁港管理条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>(昭和25年法律第137号。以下「法」という。)の規定に基づき、今治市が管理する漁港(以下「漁港」という。)の維持管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u> _____(昭和25年法律第137号。以下「法」という。)の規定に基づき、今治市が管理する漁港(以下「漁港」という。)の維持管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年2月5日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和5年9月4日、今治市蒼社町一丁目の土地について、境界立会を実施したが、その際、所有者の相続人を誤認し、同土地と無関係な者を立会に参加させたため、旅費相当額の損害が生じた。
- 3 損害賠償額 支払額 2,720円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年2月5日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和5年12月18日、今治市蒼社町一丁目の土地について、境界立会を実施したが、その際、所有者の相続人を誤認し、同土地と無関係な者を立会に参加させたため、旅費相当額の損害が生じた。
- 3 損害賠償額 支払額 13,240円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年2月5日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和5年12月18日、今治市蒼社町一丁目の土地について、境界立会を実施したが、その際、所有者の相続人を誤認し、同土地と無関係な者を立会に参加させたため、旅費相当額の損害が生じた。
- 3 損害賠償額 支払額 2,200円

今治市災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年2月9日

今治市長 徳永繁樹

「理由」

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）の改正に伴い、字句の整理をしようとするもの。

今治市災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

今治市災害派遣手当の支給に関する条例（平成30年今治市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第3条中「第10条」を「第4条の5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「参 考」

今治市災害派遣手当の支給に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(災害派遣手当の支給)</p> <p>第2条 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第26条の8において準用する場合を含む。以下同じ。)及び大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項に規定する職員(以下「派遣職員」という。)に対し、この条例の定めるところにより災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。)を支給する。</p>	<p>(災害派遣手当の支給)</p> <p>第2条 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条において準用する場合を含む。以下同じ。)及び大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項に規定する職員(以下「派遣職員」という。)に対し、この条例の定めるところにより災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。)を支給する。</p>
<p>(災害派遣手当の額)</p> <p>第3条 災害派遣手当の額は、派遣職員が本市の区域内に滞在することを要する期間について、災害対策基本法第32条第1項に規定する職員に対して支給する場合にあっては災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第19条(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号)第38条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成25年政令第122号)第4条の5の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき総務大臣が定めた基準による額とし、大</p>	<p>(災害派遣手当の額)</p> <p>第3条 災害派遣手当の額は、派遣職員が本市の区域内に滞在することを要する期間について、災害対策基本法第32条第1項に規定する職員に対して支給する場合にあっては災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第19条(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号)第38条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成25年政令第122号)第10条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき総務大臣が定めた基準による額とし、大</p>

規模災害からの復興に関する法律第56条第1項に規定する職員に対して支給する場合には大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成25年政令第237号）第43条の規定に基づき内閣総理大臣が定めた基準による額とする。

規模災害からの復興に関する法律第56条第1項に規定する職員に対して支給する場合には大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成25年政令第237号）第43条の規定に基づき内閣総理大臣が定めた基準による額とする。

